明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（最高裁五）　一
○執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則（同六）　九
○配偶者暴力に関する保護命令手続規則の一部を改正する規則（同七）　九

〔告　示〕
○少数生産車の型式を承認した件（経済産業・国土交通・環境一六九～一八七）　九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則を次のように定める。

平成二十五年十一月十三日

最高裁判所

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則

目次

第一章　子の返還に関する事件の手続
　第一節　通則（第一条―第四条）
　第二節　子の返還申立事件の手続
　　第一款　総則
　　第一目　管轄（第五条―第七条）
　　第二目　裁判所職員の除斥、忌避及び回避（第八条―第十二条）
　　第三目　当事者能力及び手続行為能力（第十三条・第十四条）
　　第四目　参加（第十五条・第十六条）
　　第五目　手続代理人（第十七条）
　　第六目　手続費用（第十八条・第十九条）
　　第七目　子の返還申立事件の審理等（第二十条―第三十三条）
　　第二款　第一審裁判所における子の返還申立事件の手続
　　第一目　子の返還の申立て（第三十四条―第四十一条）
　　第二目　子の返還申立事件の手続の期日（第四十二条・第四十三条）
　　第三目　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条―第四十六条）
　　第四目　裁判（第四十七条―第五十条）
　　第五目　裁判によらない子の返還申立事件の終了（第五十一条―第五十三条）
　　第三款　不服申立て
　　第一目　終局決定に対する即時抗告（第五十四条―第五十八条）
　　第二目　終局決定に対する特別抗告（第五十九条―第六十七条）
　　第三目　終局決定に対する許可抗告（第六十八条）
　　第四目　終局決定以外の裁判に対する不服申立て（第六十九条―第七十一条）
　　第四款　終局決定の変更（第七十二条・第七十三条）
　　第五款　再審（第七十四条・第七十五条）
　第三節　義務の履行状況の調査及び履行の勧告（第七十六条）
　第四節　出国禁止命令（第七十七条―第八十三条）
第二章　子の返還の執行手続に関する民事執行規則の特則（第八十四条―第九十一条）
第三章　家事事件の手続に関する特則
　第一節　子の返還申立事件に係る家事調停の手続等（第九十二条）
　第二節　面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則（第九十三条―第九十五条）
第四章　雑則（第九十六条・第九十七条）
附則